

## 尾道市立土堂小学校不祥事防止委員会設置要項

### (設置)

第1条 この要項は、尾道市立土堂小学校校務運営規程第2章第13条の規定に基づき、不祥事防止委員会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 委員会は、教職員の規範意識の高揚、学校組織として不祥事の根絶に向けた風土、文化の確立を通して、不祥事の根絶に取り組むことを目的とする。

### (委員会の構成)

第3条 委員会は、校長、教頭、体罰・セクシュアル・ハラスメント相談窓口構成員1名以上、その他校長が必要と認める職員をもって構成する。

### (業務内容)

第4条 委員会は、不祥事に係る次の業務を遂行する。

- (1) 不祥事防止に係る年間研修計画の作成
- (2) 研修プログラムの企画・実施
- (3) 「体罰・セクシュアル・ハラスメント相談窓口」との連携
- (4) 児童生徒の状況把握のためのアンケートの企画・実施
- (5) 教職員相互による不祥事防止チェック
- (6) 不祥事防止運動などの実施
- (7) PTA との意見交換

2 委員会は、毎月1回開催するものとする。

### (その他)

第5条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

### 附則

この要項は、平成22年2月5日から施行する。

おのみちしりつつち どうしょうがっこう

# 尾道市立土堂小学校

## たいばつ せくしゅある はらすめんととう 体罰, セクシュアル・ハラスメント等

### そうだんまどぐち 相談窓口

そうだんないよう きょうしょくいん たいばつ せくしゅある はらすめんと  
相談内容：教職員からの体罰やセクシュアル・ハラスメントに

かん ぶらいばしー まもります  
関することなど、プライバシーは守ります。

がっこうない そうだんまどぐち せっち  
学校内に相談窓口を設置しております。

きがる そうだん  
気軽にご相談ください。

たん	とう	みやもと	よしひろ	いしかわ	ともこ
担	当	宮本	佳宏	石川	智子
		まきた	ゆか	おか	あけみ
		榎田	有香	岡	明美
		かめもと	たくろう	まえだ	まゆみ
		亀本	拓朗	前田	真由美

そうだんばしょ ほけんしつ  
相談場所：保健室

じゅうしょ  
住所：〒722-0032  
おのみちしにつつちどうちよう6ばん44ごう  
尾道市西土堂町6番44号  
でんわ  
電話：0848-23-3921

### た そうだんまどぐち その他の相談窓口

おのみちしきょういくいいんかい  
尾道市教育委員会

でんわばんごう  
電話番号 (0848) 20-7453

ひろしまけんきょういくいいんかいじむきょく  
広島県教育委員会事務局

でんわばんごう  
電話番号 (082) 513-4917  
(082) 513-4918  
(082) 513-4919

ひろしまけんりつきょういくせんたー  
広島県立教育センター

でんわばんごう  
電話番号 (082) 427-3076

○**県立教育センター**

『体罰・セクハラ等相談ダイヤル』【新設】

専用電話 (082) 427-3076

受付日時 月曜日から金曜日まで(祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)の午前9時から午後4時まで

○**県教育委員会事務局 教職員課**

『体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口』

専用電話 (082) 513-4917

(082) 513-4918

(082) 513-4919

受付時間 月曜日から金曜日まで(祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。)の午前9時から午後5時15分まで

○**尾道市教育委員会事務局 学校経営企画課学校経営支援室**

『体罰、セクシュアル・ハラスメント相談窓口』

専用電話 (0848) 20-7453

※女性の担当者に相談したい場合は、その旨申し出てください。

プライバシーの保護及び秘密の保持は徹底されます。

平成31年度 教職員としての自覚と誇りを高める研修計画（服務規律の確保）

尾道市立土堂小学校 不祥事防止委員会

	月	研修テーマ・内容・資料	担当
1	4月	教職員の使命・交通違反の防止 (H29年「教職員による不祥事の根絶」) マインドフルネス, コーピング(ストレス対策)	校長
2	5月	体罰の未然防止について①ロールプレイ (H25年「教職員による不祥事の根絶」他)	保体部
3	6月	セクシュアル・ハラスメント, わいせつ行為について (H26, 28年「教職員による不祥事の根絶」他)(セクハラ) 体罰に係るアンケート	教頭
4	7月	個人情報の適正な管理について ① (本校「個人情報管理システム」)	教務部
5	8月	児童理解の進め方, 保護者対応(文部科学省「生徒指導提要」, 広島県教育委員会「生徒指導資料」, いじめアンケート他)	生徒指導部 スクールカウンセラー
6	9月	懲戒処分の指針について (広島県教育委員会「懲戒処分の指針」)	校長 教頭
7	10月	体罰の未然防止について②ロールプレイ (H22「教職員による不祥事の根絶」他)	生徒指導部
8	12月	飲酒運転の未然防止について(H24「教職員による不祥事の根絶」他) 交通ルール・交通マナーの遵守について(新聞記事他) 個人情報の適正な管理について ②	校長 教務部
9	1月	公費・会計の取扱いについて (「諸費会計マニュアル」)	事務主幹
10	2月	個人情報の適正な管理について ③	保体部
11	3月	教職員の使命・服務規律の確保について (H22年「教職員による不祥事の根絶」他) 個人情報の適正な管理について ④	校長 教務部

※ 毎週第1木曜日を基本の研修日とする。

※ 体罰の未然防止に係る研修はロールプレイを用いて体験的な研修を実施する。

※ 市教委からの通知文や県教委の記者発表があった場合は, 随時資料を配布し指導する。